

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 富高 国子

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)
地域名 (地域内農業集落名)	上浦地区 (浪太、浅海井、津井、夏井、長田、福泊、蒲戸、大浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

上浦地区は山裾に狭隘な畑地となっており、段々畑で樹園地が点在している。田んぼが少なく畑の面積を多く占めており、柑橘等を生産する耕作者が多い状況である。

<課題>

農業者の高齢化及び後継者不足から耕作放棄地が増加するとともに、農道や用排水路などの農業施設の維持補修が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の担い手で10年後も継続することを目標とし、耕作が難しくなった場合には地域内の担い手・農業者へ集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
現段階では事業の活用を考えていないが、集積が進んできた場合は基盤整備事業を活用し、生産効率の向上を図っていくことも検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

③ドローンによる農薬散布を実施する。

⑦・⑧について

地域の担い手と協力し、農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。